

市民検証委員会第9回会議議事録

日時：平成23年12月26日（月）午前10時～

会場：市役所本庁舎西棟5階 第1会議室

1 開催日時

平成23年12月26日（月）午前10時から午前11時10分まで

2 開催場所

市役所本庁舎西棟5階 第1会議室

3 出席者の氏名

(1) 委 員 高佐智美座長 佐々木勲副座長 染谷勝之委員 宮本節子委員 進藤紀一委員
加藤栄子委員 小俣克彦委員 江田成美委員

(2) 事務局 みんなでまちづくり課 榎本課長 後藤課長補佐 巖上主任 祖伝主事
市民活動センター 藤倉所長

4 会議の議題

(1) 報告書（案）の確認について

①前回会議意見について

②報告書（案）の修正した部分について

③みんなでまちづくり会議及び提案制度の認識について

(2) その他

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

2人

7 会議の内容

別紙 議事録のとおり

8 議事録署名人の選出

加藤委員、小俣委員

議事録

【事務局】	これより、草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会第9回会議を開催いたします。 本日の会議をもちまして、2年間にわたりご尽力いただいた検証作業も最後になり、来年1月27日に報告書の提出です。 本日は、報告書（案）の最終確認となりますので、よろしくお願いいたします。 議論を始める前に、本日お配りさせていただいた資料の確認と説明をさせていただきます。 【事務局より資料説明】 本日お配りしたのは、①本日の次第と、②検証報告書（案）の最新版でございます。 検証報告書（案）につきましては、事前に、先週までに意見をいただきましたので、先日皆さまにお配りしたものから、修正等を加えております。 本日の資料は以上になりますが、お手元に資料はお揃いでしょうか。⇒委員に確認 それでは、次第にそって進行いたします。 はじめに、高佐座長よりご挨拶をいただきます。
【座長】	みなさん、おはようございます。朝早くからお忙しいところお集りいただきましてありがとうございます。今日でいよいよ最終確認ということになりますが、最後まで気を抜かずよろしくお願いいたします。
【事務局】	ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。高佐座長よろしくお願いいたします。
【座長】	【会議の公開について】 はじめに、会議の公開について、委員の皆様におはかりいたします。草加市みんなでまちづくり自治基本条例市民検証委員会設置要

【事務局】	綱の第7条によりこの検証委員会の会議を公開としてよろしいでしょうか。 出席委員の異議がなければ、傍聴を許可します。 —傍聴人入室— 【会議録の署名について】 次に、議事録の署名人について2名指名いたします。本日は、小俣（おまた）委員、加藤（かとう）委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。 それでは、次第にそって進行していきたいと思います。 <u>1. 報告書（案）の確認について</u> 事務局より資料について説明があります。 本日お配りした検証報告書（案）をご覧ください。 前回会議の内容を、3ページの「2. 検証総括」として取りまとめさせていただきました。 会議の中で、皆さまから今回の検証で強調したいことを述べていただきましたので、その時の意見を大きく3つの項目に分けてまとめました。 また、会議の中で、検証委員の意見として座長に原稿作成の依頼があり、座長からいただいた文章を、四角い囲み線の部分の「みんなでまちづくり会議に対する認識について」と、「提案制度に対する認識について」という形で掲載させていただきました。 内容について、ご説明させていただきます。 【検証総括の説明】 座長の文章につきましては、皆様の思いを代表しまとめていただきましたので、座長より後程ご説明いただきます。 また、本日の会議が最終確認になるということで、ご意見を事前に伺う形をとらせていただきましたが、いただいた意見により、前
--------------	--

	回から修正した部分については、文字に色をつけてあります。そのうち、主要なものをご説明させていただきます。 【修正点の説明】 説明につきましては、以上です。
【座長】	ありがとうございました。それでは、まず、報告書（案）の本日新たに修正されている部分に関して、委員の皆様から何かご意見等はいかがでしょうか。
【委員】	今、説明がありました１２ページの第６章（市政運営）のところで、「町会と市は情報共有し」については、町会と市が情報共有しているのは良いですが、その後に続く「市民同士もお互いに連携しており、運用面は上手く動いていると思われます」というのはちょっとおかしいのではないかということを今日もう一度検討したいので、お願いします。波線の付け方は、私は「運用面は上手く動いていると思われます」のところまで検討すべき部分として全部付けたつもりです。 「運用面は上手く動いていると思われます」とは、何についてどう動いているのかというところがあります。運用面が上手くいっていないからこそ今回色々なことを検討している訳ですから、こういう文章は疑問が残ります。 「市民同士もお互いに連携しており」という部分は、限られたところはそうかもしれませんが、これはどういう風に出てきた意見からこのまとめ方になったのかなと思います。
【座長】	文章のつながりもおかしいですね。「しかし公開情報と保護情報があり、まちづくりに関する有益な情報でも公開できない点に課題があります。また、町会と市は情報を共有し…」
【委員】	その後にも、「情報の公開と保護」というのが出てきます。要は、情報公開をされていて、町会と市は説明会などをやってらっしゃると聞きますから、そこは共有していますよということ止まりで良

	いのではないかと思います。そうではない市民はむしろ情報がいつてないという問題提起もできます。
【座長】	市民同士もお互いに連携して上手く動いているという意見はあったのでしょうか。
【委員】	地域という面では部分的には上手く連携していると思うけれども、「市民」と言うと、24万人の市民同士が上手くいくということは当然考えられないですね。小さな単位ではあるかもしれませんが。
【座長】	文章のつながりもおかしくなるので、「また、…」からの一文を削ったらどうですか。この文章だけが浮いてしまっているような感じがするので。
【委員】	そういう意味で言えば、町会も必ずしも情報共有しているわけではありませんし、個人情報保護法の関係で共有できないものもありますので、「また、…」からの一文を削除しても良いと思います。
【座長】	文章としては、その方が繋がりますよね。これはどうしても入れないといけないのですか。あまり共通認識がない以上、こだわらなくても良いように思いますが。あまり根拠がないと言えは変ですが、何をもって言っているかわからないので。 これは、市の方で何か入れなければいけないとか、そういう話は出ていますか。
【事務局】	特に、市で入れたいというものはありません。当時のご意見としては、町会同士も情報を交換したり共有していますというご意見ですとか、市民同士も、その時に例で挙げられたものだと、例えばみんなのまち草の根ネットの会などのように、市民や団体同士を繋げようと活動している人もいて、連携しようという運用面で上手く動いていますよねという意見が出ていましたので、こちらに載せたという経緯です。

【委員】	そういうことは必要だということは確認して、そういったことを手掛けていますという話はしたかと思いますが、それ以上に、運用が上手くいったということには繋がらないと思います。
【座長】	一部の市民が連携しようと努力しているとか頑張っているとかいう話ですよね。実際に上手くいっているとまでは話してないですかね。
【事務局】	では、この一文は削除してしまってよろしいですか。
【座長】	そうですね。文章の繋がりがおかしいので、削除してしまって良いと思います。
【委員】	この一文を削ると、文章の前後で重複している内容が出てきますから、文章を整理した方が良いと思います。
【座長】	そうすると、その前の一文も一緒に削除すればおかしくないのではないのでしょうか。
【委員】	その辺りは、修正してもらって、座長に目を通してもらえれば良いと思います。
【座長】	それで、よろしいですか。
【全委員】	はい。
【座長】	他に何かありますか。
【委員】	先ほど、もう一つ波線の印がしてあったところがありましたよ。
【座長】	13ページの第8章ですね。「まちづくり登録の意義をはっきりさせないと」というところです。この波線というのは、何ですか。
【事務局】	個別にご意見をいただいたところで、修正はありません。ここの

	部分が大切ですよというご意見をいただきました。前回話し合われて座長に文章をお願いした部分にも繋がると思いますが、みんなでまちづくり会議やその提案制度と併せて、このまちづくり登録員が増えないといけない。また、登録員が増えれば、会議や提案の活性化がされるというご意見をいただきました。 この会議と提案に関連するまちづくり登録員ですが、登録の根本的な意義や位置付けについても共通認識を持った上で、みんなでまちづくり会議や提案制度についての仕組みを規則等で整理する必要がありますというご意見でした。
【座長】	この波線部分はそのまま残すのですか。強調してありますが。
【事務局】	今日の説明に使用するためだけのものです。
【座長】	最終案には、波線は取るのですね。
【事務局】	はい。
【委員】	その次のところも網かけで、「みんなでまちづくり会議やその提案制度とともに」とありますが、何が「ともに」なのですか。
【事務局】	わかりづらく申し訳ありません。上の行の「まちづくり登録員の意義」です。
【委員】	そうですね。前の文に書かれている「まちづくり登録」について、「みんなでまちづくり会議やその提案制度とともに、位置付けや仕組みを規則等で整理する必要があります」と言いたいのですよね。 そのときに、「まちづくり登録の意義をはっきりさせないと」というのは、最後のところで「整理する必要がある」と書いている訳ですから、敢えて書かなくても、この部分は不要かと思います。 「はっきりさせないと」というのは何となく誤解を生むような感じではないですか。

【委員】	でも、はっきりさせないとわからないですよ。
【座長】	まちづくり登録をするメリットやこういったことができるのかをもっと前に出さないといけないというご意見がありましたよね。多分、そういったことをおっしゃっているんだと思うんです。だから、そのために、もっとアピールするとともに、仕組みとかを整理していきましょうというお話ですよ。
【委員】	はい。登録員が増えないからいけないというのが議論がありましたよね。ではなぜ増えないのかというところで、意義をはっきりさせないといけないということがあります。会議の規則が別にあるわけですが、その規則が登録しても意味がない訳ですよ。自分では開けないし、思ったことは言えないのです。それを、はっきりさせないと、誤解をして、自分がそこに行けば何か言えば、まちがどうにかなると思ってしまうので、はっきりさせないと、会議も条例も上手く運用できないのではないかと思います。
【委員】	そういう意見であれば、「はっきりさせないと」というのは誤解を生む文章ではと申し上げたのは、他の意味にとってしまったので、登録していただくメリットみたいなプラス方向の意見にしてもらった方が良くはないですか。
【委員】	検証する場合に、その表現の仕方で、後の人が検証するときにわかるか、また改正等するときにそれを感じてもらえるかどうかだと思います。今の条例は欠陥があるわけだから、その欠陥を意識して直してもらわないといけないし、何が悪いのかがわからない気がするので、きつい言い方になるかもしれませんが、そのくらい言っておかないと次の検証につながらないと思います。
【委員】	そうすると、「はっきりさせないと」という部分で少し引っかかるところがあるので、「はっきりしていないので」というようにしたら少しニュアンスが違ってくるのではないですか。だから、「はっきりしていないので」の後に、プラスになるような表現を付け加えれば、どういうことが問題なのかが見えてくると思います。

【座長】	やはり、「はっきりさせないと」というと、若干抽象的過ぎるので、もう少し「登録するメリットの強調」ということをはっきり入れば、後で検証するときに、登録するメリットがどの位できたのかとかアピールできたのかということの材料になると思いますので、そういう方向で修正してもらえれば良いと思います。
【委員】	具体的に入れた方が良いかと思ったのですが、それだと次の方がわかるかどうかという疑問点も出されたので。
【座長】	或いは、先程出されたように「はっきりしていないので、登録のメリット等を…」という書き方にすれば趣旨がはっきりするのではないでしょうか。
【委員】	逆に言うと、ある面でははっきりしているんですよ。登録すれば提案権なりがもらえるんです。文章的には、私ははっきりしていると思います。前から言っているように、そこをうやむやにしまったのが応援基金なんです。ふるさとまちづくり応援基金の条例が自治基本条例より先にどんどん勝手に進み、助成団体にもまちづくり登録を義務付けさせないままできた。中身が問題だということを誤解されると困ります。文章的には問題無いと思います。メリットがあるかないかまでは、いちいち文章で書く必要はないので。
【委員】	これはまちづくり登録員が増えないことを言っているのですよね。
【委員】	登録員が増えないのは、登録の意義がはっきりしていないことが原因ではないんですよ。要するに、運用の仕方が問題で、初めからしっかりやってないからですよ。
【委員】	そうでしょうか。
【委員】	そうですよ。逆に言うと、後からできた条例にも何もできない。条例の順番からいけば、自治基本条例の方が上位のはずなんです。

【委員】	でも、この前のように、意見を言っても取り上げられなければ一緒ではないですか。例えば、みんなでまちづくり会議で意見を言って、これをやってくださいと市に提案したときに、取り上げられないということがありますよね。
【委員】	それはありますよ。
【委員】	そういうことは、条例を読む限りではわからないわけですよ。
【座長】	それは運用の問題ですよ。
【委員】	だから、規則がおかしいじゃないですか。
【委員】	私は、規則がおかしいことは前から言っていますよ。条例を作った人たちの意見が入らないまま作られているわけですから。応援基金の条例だって関係なく動いています。
【委員】	応援基金は関係ないですよ。
【委員】	関係ありますよ。
【委員】	いや、関係ないと思います。基金は別でやったんだから。では、基金があることによって、みんなでまちづくり会議の運用ができないことはないじゃないですか。
【委員】	できないのではなくて、間違った運用がされているということです。
【委員】	それは違うと思います。それは、運用がはっきりしていないからそうになってしまうのであって。
【委員】	まあ、それはお互いそれぞれの意見があるでしょうけれども、私が今お聞きして、条例の２４条について、「市民がパートナーシッ

	プによるまちづくりに取り組むときは市にまちづくり活動の登録をすることができる」ということだけなんですよ。 ですから、24条について、「まちづくり登録の意義として、はっきりと提案権の保障を条例に盛り込む」という言葉にすれば良いのではないですか。提案権という言葉は25条に提案についてあることはあるんですけども、これが十分に読みきれていないということがあるのかもしれませんが。24条と25条のつながりが、確かにここに提案することができるを書いてありますから、敢えて書く必要はないのかもしれませんが、要するに、24条と25条が登録する意義になるわけですから。
【座長】	25条で、提案権は保障されているわけですよ。
【委員】	そうなんです。
【座長】	多分、24条でまちづくり活動の登録をするということ自体は、提案するためだけではないと思うんですよ。登録することによって得られるもの、メリットがあるとしたら。だから、25条で具体的な提案権がある以上、24条であまり触れてしまうと。
【委員】	そうなんですよ。ですから、私が先程、25条にありますからということで修正したわけですけども。
【座長】	そこは若干ぼかしておいた方が良いのかな。登録すること自体で何らかの積極的な意義がありますよということにした方が。
【委員】	登録をするときに、25条も読みこなし説明が必要でしょうけれども、それは運用上の問題もあるかもしれません。そうすると、「はっきりさせないと」という文章については、今おっしゃった提案権のみならず、その他諸々のことも意図しているんでしょうかね。
【座長】	結局、今の話からすると、運用が問題があるという共通認識はあると思いますので、網掛け部分の「規則とか仕組をもっと整理する

	必要がある」ということになるんだと思いますが。
【委員】	そうすると、今の文章の前の波線部分から「増えないのではない でしょうか」までを取っちゃって、「まちづくり登録の意義や」と して、これについては先程事務局から「みんなでまちづくり会議や その提案制度とともに」の部分はまちづくり登録の意義につながっ ているという確認をとりましたから、その3つを並べて、「位置付 けや仕組を規則等で整理する必要があります」というようにした方 がわかりやすいのではないですか。
【座長】	そうですね、あるいはその部分については最低限の共通認識はお 持ちのようなので、そこに絞ってしまった方が良いかもしれないで すね。先程のお話のように前半でいじるよりも。
【小俣委員】	一番疑問なのは、24条で登録できますとしていて、では、登録 ってどういうことなのっていうことになってしまうじゃないです か。登録して何ができるのかといえば、「まちづくりに参画できま す」、「積極的に自分は取り組みます」って、それが何なのかは一 般市民は理解できないじゃないですか。登録したら何なの、どうな るのっていうことがわからないじゃないですか。25条によって会 議に参加できますとあるが、登録することが条件なわけじゃないで すか。ということは、登録が先に来てしまっているからおかしいの ではないかというのが自分の中ではあるんですが。みんなでまちづ くり会議に参加するために登録というものがあるのではないです か。
【座長】	先程もお話があったように、みんなでまちづくり会議で提案する ことだけがまちづくり登録のメリットではないわけですから、先程 の修正意見であったように、まちづくり登録の意義を整理するとい うか、文章にまとめて多少ぼかしてやった方が良いと思うのです が。
【委員】	はい、文章は良いと思います。ただ、条例自体がまちづくり活動 の登録をして自分たちに何ができるのかということがはっきりして

	いないわけですよ。
【委員】	それについては、登録者用にピンクの紙でまとめたものがあるんですよ。その書き方の問題だと思うんです。皆さんに登録しませんかと呼び掛けるわけですから、その文章に、今言われたような、もう少し皆さんに「このまちで安心して住めるような思いがあれば提案できますよ」とか、市民的な言葉でわかりやすくして、また、今言われたように、条例ですから、登録して、提案できて、会議という流れに並べているのだと思いますから、みんなでまちづくり会議が大きいとしたらそこに参加できますとか。 みんなでまちづくり会議自体も、まだ平成20年度に検討した時のように、どうしたら良いのかは課題のまま残されているわけですから、会議に出席するとどうですよとか、より具体的に、市民の方が登録して参加してみようかなと思うには、案内の方の問題かなと、今お聞きしながら思いました。
【委員】	この議論の根本にあるのはこれだと思うのですが、自治基本条例とは何ですかと言われたときに、このパンフレットを読んでわかる市民は何人いますかね。
【委員】	ですから、私は前回、このパンフレットがわかりやすいというのはどうかと言って、修正してもらいましたよ。
【委員】	それは別としても、自分は、自治基本条例って何ですかと質問されたときに説明できないんですよ、誰の何のためにどうしてあるのかっていったときに何と答えますか。市民が安全安心なまちにしたいからこの条例があるのかどうかもこれではわからないわけですよ。 草加市がどこを目指しているのか、草加市がどういったまちを目指しているのかがどこにも書いてないわけですよ。ただみんなで集まって良いまちをつくりましようと言ったって、ろくなまちができないですよ。だって、思っている人はいっぱいいるんですから、草加市がこういうまちにしたいんだということをどこかに謳わないと、誰の何のためにどうしてあるのかっていったときに答えられな

いんです。なんであるのって聞かれて、みんなでまちをつくるからだよって言っても、今みんなでまちをつくっているのに、何の問題があるんだということになるんですよ。

ここに集まっている方たちは、それぞれの団体から集まって、それぞれのまちづくりの活動をしているから、こういった問題があるとか、草加市はこういう憲法みたいなものをつくって良いという風に感じられるかもしれませんが、あまりそういった活動をしていない人達は、これを読んでも草加のためになっているのかわかりませんよね。

だから、この運用にしても登録にしても、何のためかをはっきりさせないと意味がない。草加市の憲法って何なのといったときに良いまちにすることと答えれば、良いまちって何なのということになってしまいます。だから、条文を一つ一つ直したって、条文は良いことばかり書いてあって、直しようがないですよ。この条例の一番の欠陥は、草加のまちがどこを目指しているのかということが書いていないから、ビジョンがないんですよ。

民主主義を求めているけれども、民主主義というのは目的ではないはずなんですよ。皆が何かをするための手段であるはずなんですよ。手段が目的になっている条例になっているから活性化しないというか、今5年経っても、10年経っても同じようなことが繰り返されるわけです。草加市がどこを目指しているのかがはっきりしないのが問題で、この条例がそれを謳わず、漠然とした良いまちにしようということしかないから問題なので、自分はこの条例は欠陥だと言っています。

【委員】 この24条に、登録員が増えるとか増えないとかを条例に書く必要があるのですか。

【委員】 どういうまちにするのか、目的というかこういうまちにしたいんだということがあって初めてここに参加したらこういうことが言えますよというのが登録だと思うのですが、それがはっきりしないから登録が増えない。運用とか細かいテクニックの問題ではなく、理念の問題だと思うのですが。自治基本条例が憲法だということであれば。

【座長】	今のお話だと、条例全体の根本的な理念についてだと思いますが、それは修正がある場合にはまた別の部分でやってもらうとして、とりあえず24条につきましては、運用に問題があるという部分だけは共通認識があると思いますので、その部分は先程のように修正してもらうとして、今おっしゃった理念の部分には深く突っ込まないとして、上手く修正案としてだしてもらいたいと思います。 他に何かご意見はございますか。特になければ、今理念についてのご意見が出ましたので、4ページと5ページの四角で囲っている部分については、全体的なお話ということで、私が文章を書かせていただきました。「市民検証委員会の考えを示します」になっていますけれども、4ページと5ページの四角で囲っている部分については文章上、私が書いたものですので、ここが違うとかありましたらご意見をお願いします。一応、前回ご意見が出ましたことをまとめさせてもらいましたけれども、これについても、どの位共通認識が出来上がっているのかというのも私自身よくわかりませんので、今ここで、何かございましたら出していただければと思います。 私の見解としては、どうしても庁内の意見概要で気になる場所がありましたので、みんなでまちづくり会議を合意形成の場と捉えることの危険性と、提案を限定することはむしろ逆ではないかということについて書かせてもらいました。
【委員】	私は、この通りで良いと思います。
【委員】	私も良いと思うのですが、合意形成の場という「場」の定義というのは、わかりにくいかなと思います。場という表現は、合意形成をするだけの所ですよね。それが何か制約を受けて、上にあげるときにこうではいけないとかっていうことは無いわけですよね。だから、合意形成の場のもっとわかりやすい立ち位置を、例えば、意見を出せる場というか、色々な人がいて、この人はこういう意見、この人はこういう意見だというのを知る場所ですよね。
【座長】	「合意形成の場」という意見は、市役所から出たもので、私の意見ではありません。市役所の方が「合意形成の場」と強調していた

	ので、そう捉えていいものだろうかということを書いたものです。かぎカッコのついた部分は市役所の言葉を引用したということです。だから、私も「合意形成の場」という意見はおかしいのではないかと考えています。
【委員】	市役所で、庁内検証委員会の報告をしたときに出てきた意見であるわけですね。座長はそれに対して指摘されているので、それを変えてしまうということはできないわけです。
【座長】	そうですね。これは、庁内の意見の引用なので。
【委員】	それはこのままで良いと思いますが、合意形成の場ということがわかりにくいということですから。
【委員】	わかりました。私の経験したところでは、合意形成の場ではないんですよね。会議で意見を言って、足りないところは皆で意見を出す。皆さんの意見を聞いてそれを採用するかしないかを決めるのは行政です。もし、これが役所の中の文章だとしたらとんでもない話です。
【委員】	そうなんです。ですから、最後のところで座長は、「みんなでまちづくり会議を合意形成の場として捉えて良いものなのでしょうか」という疑問点を提起しているわけです。ですから、行政がそう捉えているとしたら、しっかりとしてほしいということを〇〇委員は言いたいんですよね。
【委員】	そうです。文章は先生の書いたものがどうということではないのですが、実際にやってきた者としては、そういった場ではなかったわけですから疑問を持ちました。おっしゃるように、役所から出てきた文章がそうだとすれば、認識が違う。会議で色々な人の意見を聞くもので、その点が〇〇委員も誤解があるようですが、あくまでも、提案を出して、市としては採用したいから皆の意見を聞いてくださいというような、多分その程度の会議の場なんです。だから、誰が議長をするかも決まってないし、よちよち運用していたんです

が、結果的には、皆の意見を聞いて、提案者がもっともだと思えば行政が採用するし、その返事は次の3ヶ月とか6ヶ月後の会議でしますよということです。

ところが、それがくるってきている。よく役所の人を目から鱗だと言うけれども、こういう文章を書いている人がいるから何でもないのであって、決めるのは自分たちなんだから、先に中で皆さんの意見を聞いて、こういうことならできますよとか、今すぐにはできないけれども半年後ならできますよとかの判断をするのはすべて行政のはずなので、その辺をどう運用していくかが重要で、ある面では条例をいじっても仕方がなくて、ちゃんと使うか使わないかの話だと思います。

【委員】 それについて、さらに申し上げれば、この検証について動いているのは、庁内の検証と市民の検証であり、議会がないということは問題を指摘したわけですが、庁内ではどのような検討をされるのでしょうか。こういった回答が出てきているが、みんなでまちづくり会議というのはそういう場ではなくて、みんなが話し合う場ですよというような説明が付けられることことなく庁内検証委員会が進んでいるのかという疑問です。まあ、それは、意見ですから回答は結構ですが。

【委員】 町内といって、町会の中で。

【委員】 庁内って、行政の中よ。

【委員】 あ、行政の中ね。こっちの庁内ね。町会と庁内とが上手くいっているとかって話が先程もありましたが、町会というのは市民が皆入っているわけですね。それでも、町会の役員さんだけが出席して色々話しても、町会全体の会員には漏れ聞こえてこないわけですね。だからこういう条例があること自体を皆さんが知らないということが一番の問題点なわけですね。だから、町会の役員さんがこれをしっかりと、こういったものがあって、こういうことをしていますという風に。

【委員】	町会さんだけではなくて、議員さんも同じだと思います。議員さんも、例えば市議会で報告会をやって、この自治基本条例がどういったものですよと説明した議員さんはおそらく1人もいないと思います。聞いたことがないですし。
【委員】	根本はそこにあるので、町会がどうのこうのという格好は良いですが、その下にいる町会員は全く蚊帳の外で、私も町会に入っていますが内容は分からなくて、申し訳ありませんが勉強しようとも思っはおりませんでしたので、全く無知です。なので、皆さんにご迷惑をおかけしたと思いますが、こんな大事なものが町会の一部の役員さんだけで共有して、それが市民の意見としていくのはどうかと思いますが、これを立派に変えてもどうにもならない。皆が知らない。 日本国憲法も皆が熟知せずに、新聞等に出てくる一部だけを議論するのと同じで、この自治基本条例の認知度はそれ以下ですから、もっとPRし、丁寧に運用したら上手くいくと思います。理解度が少ないし。
【委員】	多分、普段は理解していなくても何も困らない。すごく困った時、自分も生きていく上で困ったことがでてきますよね。例えば子どもを預ける保育園がないとか、そうなったときに慌てて、ではどこでやっているんだろうという程度で、町会がどうといっても日々忙しく、回覧を回すくらいですよ。
【委員】	町会の回覧で、こういう条例がありますと回ってきたこともないですよ。
【委員】	今回検証委員会に参加して、もちろん初めての体験ですけども、これで思ったことは、どんなに立派な条例を作っても、条例で組織や市が回るってことがあればそれは簡単なことで、良い条文を書いてそれで全てが上手く回るなんてことは無いと思いますよ。24万人の市民がいたら、活動や運動や市政に対してもものすごい差があると思うんですよ。だから、それを全部、全員参加で、

一斉にスタートを切って同時に到達するなんて不可能です。だから、こういった会議に集まって、どうしたら良いかということを議論するわけです。これは逃避するわけではなくて、現実の問題として、全部が全部まとまって、同じ到達点にちゃんと着くなんてことは無いわけで、だから私たちはこういった議論をしているわけです。私も町会の運営をしています、町会は様々な手段を尽くしていますよ。宣伝を出すとか、毎月のようにA3の新聞を出して、こういうことをやりますとか、こういうことをやりましたとか、こういうことを考えていますとか、或いは市でこういうことがありますとか、ニュース性は月に1回ですからあまりないですけど、常にチェックしています。

私も今は担当していますが、それまでは会長が誰だっけとか名前何だっけといていたようにあまり関わりがなかったし、メリットは何かと聞かれたら即答に困ってしまっていました。だから、濃淡というか温度差があるのはやむを得ないことですが、これをどう引き上げようかということで、少しでも皆に議論に参加してもらえれば良いと思っています。

【委員】 私は、ここに書いてある少数者の意見をくみ取ることができる制度だということが大切だと思います。本当に困って声をあげたときに、それが反映させるようなものがちゃんとできていれば救われると思います。

【委員】 今、子どもさんを預けられるときとおっしゃったけど、その時に、自分はこういうことに困っているから、それをこういう風に提案したいということを保障しているのがこの自治基本条例なんです。ですから、今おっしゃられた少数の意見が反映されるように、既に自治基本条例が保障しているんですから、これは草加市のお宝なのです。

他ではこのような提案権はなく、全国で自治基本条例があるのも非常に少なく、その少ない中でもそれぞれの人の提案権を保障しているのはいくつもないんです。なので、そこを皆さんが、困った時にどこに行けば良いのかしらというよりも、登録をしておいてもらって、子育てのことについてこういう提案をしたいのですがという

ことで、みんなでまちづくり会議に提案したりすれば、皆さんで、これはみんなでまちづくり会議の中での合意ではなくて、要するに現状のみんなでまちづくり会議に提案があった時に、そういうことは必要だよねとか、ぜひそれにはこういった施策をしてもらった方が良いのではないですかという議論をしてもらって、それを行政の方がお聞きになって、ではこれは施策に入れなくてはという形にしていただければ取り上げてもらえるんです。そのための、それぞれの方の提案する権利を保障するのがこの大事な自治基本条例なので、今回それを覚えておいていただければと思います。

【委員】

この自治基本条例は、市民ひとりひとりがわかっていないのも確かで、わからない又はわからなくてもなんとなく生きている。ただ、条例というのは、やはり困っている人や困った時に市の方へ来て、何かに困っているんだと言った基本的なことに対して、市の方が責任を持ちますよというのが条例だと思うんですが、そこを我々は今検証していると思うのです。

だから、ひとつのこの間を取るのではなくて、検証の役目というのは、この条例ができて良かったのかとかどうなったんだとか、市民ひとりひとりの為にこの条例を活かすんだということをこの少ない人数でやっていると思うんですよね。今言ったように、こういうものを作ったけどわからないじゃないかということがあります。また、わからなくても済んでいるから良いんだという見方もあります。

しかし、いずれ必要になった時に、市ではこういう条例を持っていますということになれば、市民ひとりひとりが安心して暮らせるんだということにするのが我々検証委員会の役目だと思うんです。

登録員を増やせば良いとかどうかではなくて、それは増やした方が良いかもしれないけれども、増やしたことでああでもないこうでもないと話してもらうことが大切だと思います。だから、先程の言葉の中にも、なぜ増やせないのかというのがあったけれども、別に増やさなくても、必要とあれば市の方できちんとしてくれるんだということを市民の人が分かれば良いのではないのでしょうか。それさえわかれば、そんなに難しい問題ではないと思います。

【委員】	それと、先程〇〇委員さんが言われたように、市民の方は知らない、その知らない現状をどう啓発するかというのがあって、是非とも、わかりやすい副読本を作ってほしいということを常々お願いしてきているけれども出来ていないんですよ。 ですから、その辺を皆さんと、それぞれの人が持つ権利ですから、佐々木副座長さんがおっしゃったように、いざというときに使えるにはそういうものがあるということを知らないと使えませんよね。だから、使えるということをお知らせするために、わかりやすい副読本を作ってもらおうということで、より市民に広く行き渡った方が良くと思います。
【委員】	これを知らない人が多すぎるという部分がすごくもったいないと思います。知らなければ使えないし、たまたま相談した人がこういうのがあるとわかる人に相談できれば良いですけどね。
【委員】	それで、蛇足ながら、草の根ネットの会が始めている、どこに行けばいいのかなと困っている人の少しでもお役に立てるようにと始めたのが相談員制度の相談なんですね。ですから、そういったものもやっていますよということがよく分ければ、いざという時にこの自治基本条例があるんですよというように教えられると思います。
【座長】	ありがとうございました。今の周知徹底のご意見がありましたけれども、一応１０ページの報告（案）に出ているので、特に取り上げるということはないでしょうか。一応１０ページにあります。
【委員】	今の皆さんのご意見で、この報告書（案）の中に書いていなくて取り上げた方が良ければ付け加えてもらったら良いのではないですか。
【座長】	副読本の話も１０ページに出てくるので。
【委員】	そうですね。これは書いてありますからいいですよ。

【座長】	他に何かご意見はありますか。 それでは、次の議事に進みたいと思います。 <u>2. その他</u> とありますが、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。 【意見なし】 では、特になければ本日の議事を終了いたします。事務局にお返しいたします。
【事務局】	ありがとうございました。 本日が、実質的に最後の会議となりましたので、事務局であるみんなでまちづくり課の榎本課長からご挨拶申し上げます。
【事務局(課長)】	委員の皆様には、平成22年度、23年度と2年間にわたりまして、自治基本条例の検証作業にご尽力賜り誠にありがとうございます。 皆様からいただきました検証結果につきましては、庁内でも検証を進めておりますので、それを活かした検証、及びその後の運用の検討に努めさせていただきます。 また、実際の運用検討の際には、市民の皆様の意見も改めて伺う形をとりながら、民主的な手続をとりながら進めさせていただきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。誠にありがとうございました。
【委員】	提出の日は、前回ご連絡いただけてますから、あの時間に直接来れば良いのでしょうか。
【事務局】	そうですね。報告書等をご用意しておきます。 日程につきましては、来年の1月27日（金）午前10時から市役所2階に市長公室というところがございますので、そちらにお集まりいただきたいと思います。
【委員】	直接行っても良いですか。

【事務局】

はい。もしくは、みんなでまちづくり課にいらしていただければご案内いたします。

それでは、これをもちまして、第9回会議を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名人 小俣 克彦

議事録署名人 加藤 栄子